

令和2(2020)年度 第3回県西地区保健医療福祉推進会議(書面開催) 協議結果

協議事項	審議結果		意見概要	県の考え方
	異議なし	異議あり		
(1) 神奈川県保健医療計画の中間見直しについて				
ア 神奈川県保健医療計画改定案について	37	0	P.122の図にあるような、急変時の緊急往診体制及び入院病床が確保されることで、在宅での日常の療養支援、看取り等がより進んでいくと思います。 また、連携をよりスムーズにしていくために、共通のサマリーの様式等のモデル等ができれば、より円滑な対応ができるのではないのでしょうか。	急変時の対応や退院支援に際して、関係する医療機関や介護施設等が円滑に対応することができるようにするために、県では適切な在宅医療提供体制の構築に向けた取組みを進めています。 その中で、令和2年度に入退院調整窓口情報の調査を実施し、一覧化の上、関係職種に共有しました。今後も継続的に情報の更新を図ることとしています。 併せて、県西地区保健医療福祉推進会議では、引き続き、地域の実情に応じた医療・介護連携に向けた議論を進めてまいります。
イ 基準病床数の見直し検討(県西地区)について	37	0	意見なし	
ウ 医療と介護の一体的な体制整備(県西地区)について	37	0	方向性については理解しますが、目標の進捗状況等について年に1回など定期的にお示しください。	神奈川県保健医療計画及びかながわ高齢者保健福祉計画については、毎年度、計画に位置付けた事業の実施状況や目標の達成状況等を点検・評価し、公表しております。 なお、神奈川県保健医療計画に係る令和2年度の進捗評価については、新型コロナウイルス感染症対応に注力する観点から、評価項目の重点化を行い、目標の達成状況のみにより評価を行っております。

意見・コメント(協議事項以外)

意見概要	県の考え方
<p>①【意見】</p> <p>平時における保健医療計画としては、これまでの議論にそって異議はありませんが、「災害時医療」の項目中に感染パンデミックを含む大規模災害やその他の地域医療体制に臨時の変更を要する事態を想定した計画、あるいはそのような事態での本計画推進の一定期間の停止処置なども記載する必要があるように思います。</p> <p>また、在宅医療に関しても、たとえば今回の様に「感染等で自宅隔離状態となった要介護者」の経過観察と医療支援は「在宅療養支援病院」の役割であるはずですが、そのような事は全く記載されていません。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を踏まえた計画の見直しに関しては、厚生労働省の「医療計画の見直し等に関する検討会」において、第8次医療計画から、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を6事業目に位置付けることを柱とした考え方が取りまとめられ、当該事項を含む医療法等の改正案が国会で審議中ですが、県としては、引き続き、国の動向を注視するとともに、適切な時期に成果や課題を検証し、感染症予防計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等の関連計画との整合を図りつつ、改めて見直しを行ってまいります。</p> <p>なお、有事に際しての計画の一時的な停止等に係る御意見については、上記に挙げた整合を図る関連計画との役割分担の中で、取組みの優先順位が定まってくるものと考えますが、今後の参考とさせていただきます。</p>